別表

- (1)から(7)の事業が、豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯で行われる場合には、以下により算定された金額に0.08を乗じて得た額を加算することとする。
 - (1) 地域密着型サービス等整備等助成事業
 - ア 地域密着型サービス等整備助成事業

	1 対象施設	2 補助単価/単位	3 対象経費	4 補助事業者	
	地域密着型特別養護老人ホーム(定員29名以下)及び併設されるショートステイ用居室	5,530千円/整備床数			
	介護医療院(定員29名以下)	69,200千円/施設数			
	介護老人保健施設(定員29名以下)	69,200千円/施設数			
	養護老人ホーム(定員29名以下)	2,960千円/整備床数			
	ケアハウス (定員29名以下) ※特定施設に限る	5,530千円/整備床数			
	認知症高齢者グループホーム	41,500千円/施設数	地域密着型特別養		
	小規模多機能型居宅介護事業所(介護予防小規模 多機能型居宅介護事業所を含む。以下、この別表中において 同じ。)	41,500千円/施設数	護老人ホーム等の整備 (施設の整備と一体的		
1.1	定期巡回・随時対応型試問介護看護事業所	7,330千円/施設数	に整備されるものであっ て、県知事が必要と認め		
地域密着型状	看護小規模多機能型居宅介護事業所	41,500千円/施設数	た整備を含む。)に必要な		
光蓋	認知症対応型デイサービスセンター	14,800千円/施設数	工事費又は工事請負費		
子	介護予防拠点(※1)	11,000千円/施設数	(門、囲障、構内の雨水排		
ービュ	地域包括支援センター	1,480千円/施設数	水設備及び構内通路等の整備に要する費用を除	市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)	
-ビス等整備助成事業	生活支援ハウス (山村振興法 (昭和40年法律第4号)、 過乗地域の持続的発展の支援ご関する特別措置法 (令和3年 法律第19号) 又は豪雪地帯対策特別措置法 (昭和87年法律第 73号) に基づくものに限る。以下、この別表中において同じ。)	44,100千円/施設数	登備に要する資用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。 ただし、別の負担(補助)金等によいて別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金		
業	緊急ショートステイの整備	1,480千円/整備床数			
	施設内保育施設(※2)	14,800千円/施設数			
	介護付きホーム (定員29名以下) (老人福祉法 (昭和26年法律第45号) 第29条第1項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅(スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱(平成26年3月31日付け国住心第178号)に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。(4)イ及び(6)の事業を除き、以下同じ。)であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの	5, 530千円/整備床数			
介護施設等の	上記施設の合築・併設	合築・併設する上記施設それ ぞれの補助単価×1.05/整備 床数又は施設数	及び適当と認められる購入費等を含む。		
空	認知症高齢者グループホーム				
空き家を活用した整備	小規模多機能型居宅介護事業所				
崩し	看護小規模多機能型居宅介護事業所	11,000千円/施設数			
た整備	認知症対応型デイサービスセンター				
	1 / L / L / L / L / L / L / L / L / L /				

- ・本事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。
- ・土地所有者が施設等運営法人等に対し、有償で貸し付ける目的で整備する場合も対象とすることができるが、施設等の運営が安定的、継続的 に行われるよう、市町村において当該運営法人等の選定が十分に行われており、かつ、当該運営法人等が次に掲げる要件を満たしていること が条件になること。

- ○貸与を受ける建物について、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ○安定的に賃借料(地域の水準に照らして適正な額以下であること。)を支払うことができる財源が確保されていること。
- ○賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、当該運営法人等が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること
- ・新設のほか、既存施設を改修、改築して新たに事業を始める場合や、既存施設を増築して床数を増やす場合も対象とすることができること。
- ・補助単位が施設数である対象施設を開設後において増床する場合は、当該施設の新規開設時における補助金交付の有無にかかわらず交付対象とすることができる。ただし、補助単価については上限額とし、事業ごとに合理的な方法により算出した額を交付するものとする。
- ・令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等については、対象としないこと。 なお、災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。以下同じ。
 - a 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の土砂災害警戒区域

b 浸水想定区域等

浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。

- (a) 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項又は第2項の洪水浸水想定区域、同法第14条の2第1項又は第2項の雨水出水 浸水想定区域、同法第14条の3第1項の高潮浸水想定区域
- (b) 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第10条第3項第2号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第53条第1項の津波災害警戒区域
- (c) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)による改正前の特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第32条第1項の都市洪水想定区域、同法第32条第2項の都市浸水想定区域
- ※1:要介護状態等(介護保険法(平成9年法律第123号)第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。)となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業を行う拠点をいい、当該拠点は介護保険法第115条の45第1項第1号又は第2号に規定する事業を実施するために活用されるものであること。以下、この別表中において同じ。
- ※2:主として当該施設又は事業者の職員を対象としたものでなければならないが、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用 を認める。また、設置場所については、施設ごとに勘案すべき事情は異なることから、必ずしも施設内の設置に限定されるものではない こと。

イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

	1 対象施設	2 補助単価/単位	3 対象経費	4 補助事業者
	特別養護老人ホーム(定員30名以上)			
広	介護医療院(定員30名以上)			市町村
域型施設	介護老人保健施設(定員30名以上)	1,400千円/定員数	アと同じ。	民間事業者(県補助事業)
	養護老人ホーム(定員30名以上)			(市町村補助事業)
	軽費老人ホーム(定員30名以上)			

- ・都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等(特別養護老人ホーム、介護医療院、介護老人保健施設、ケアハウス(特定施設に限る。)、 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事 業所、介護付きホームのうちいずれかの施設等であり、定員規模及び助成を受けているかは問わない。)を1施設創設(1施設創設につき、対 象施設1施設の大規模修繕・耐震化整備を対象事業とする。)することを助成の条件とする。
- ・創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されないもの。
- ・介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、都道府県計画と市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定める必要があるもの。
- ・介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないもの。
- ・大規模修繕とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、以下に掲げる整備内容をいう。

- ①「施設の一部改修」 一定年数(概ね 10 年。以下同じ。)を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
- ②「施設の付帯設備の改造」 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
- ③「施設の冷暖房設備の設置等」-気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を 経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
- ④「避難経路等の整備」-居室と避難通路(バルコニー)等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
- ⑤「環境上の条件等により必要となった施設の一部改修」 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等、アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
- ⑥「消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修」-消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
- ⑦「消融雪設備整備」 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備
- ⑧「土砂災害等に備えた施設の一部改修等」 都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
- ⑨「施設の改修整備」-施設事業を行う場合に必要な、既存建物(賃貸物件を含む。)のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るため の改修工事
- ⑩「その他施設における大規模な修繕等」-特に必要と認められる上記に準ずる工事
- ・耐震化とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかを問わず、地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事 をいうもの。

ウ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業

	1 対象施設	1 対象施設 2 補助単価/単位		4 補助事業者
	特別養護老人ホーム (定員30名以上) 及び併設されるショートステイ用居室	5,530千円/整備床数 (※4)		
	介護老人保健施設(定員30名以上)	69,200千円/施設数		
広域型施設	介護医療院(定員30名以上)	69,200千円/施設数	アと同じ。	市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)
	養護老人ホーム (定員30名以上)	2,960千円/整備床数 (※4)		
	ケアハウス(定員30名以上)※特定施設に限る(※3)	5,530千円/整備床数 (※4)		
	介護付きホーム (定員30名以上) ※有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設に限る	5,530千円/整備床数 (※4)		

- ・災害イエローゾーンに所在する次のいずれかに該当する広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。なお、本事業における土地の買収 又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。
 - a 対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地に土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等の指定がなく、本事業への申請時点において、対象施設の当該事業用地が、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等で浸水した場合に想定される水深(以下「浸水深」という。なお、津波災害警戒区域の場合は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第2項に規定される基準水位をいう。)が1メートル以上に指定されている場合
 - b 浸水想定区域等に所在する対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の 当該事業用地の浸水深が1メートル未満であって、本事業への申請時点において、浸水深が1メートル以上となっている場合
- ・災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業を対象とする。ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーン における現地改築(対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。)事業について対象とすることができる。

- a 災害イエローゾーン外での新たな事業用地の取得が困難であること、又は、移転により、対象施設に勤務する職員の確保が困難となるお それが高いこと。
- b 対象施設の移転により、当該施設が所在する区域において都道府県の介護保険事業支援計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。
- c 対象施設又は対象施設が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。
- d 現地改築に合わせ、当該施設が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、非常災害対策計画、避難 確保計画等の改定が行われる計画となっていること。
- e 当該施設について、過去に本事業を活用した現地改築を実施していないこと。
- ・令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した広域型介護施設等については、本事業の対象としないこと。
- ※3: 改築に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの) から施設類型をケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) に変更する場合も対象とする。
- ※4:移転後床数とする。ただし、増員分は対象外とする。

エ 公用地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業

_	公用地で佰用した名が代刊設定文寺の建省を寺原則		9 为各权弗	4 指出事業学
	1 対象施設	2 補助単価/単位	3 対象経費	4 補助事業者
定員二十名以上の広域型施設等	特別養護老人ホーム及び併設されるショート ステイ用居室	5,530千円/整備床数		
	介護医療院	69,200千円/施設数		
	介護老人保健施設	69,200千円/施設数		
の広域	養護老人ホーム	2,960千円/整備床数		
型施設	ケアハウス ※特定施設に限る	5,530千円/整備床数		
等	有料老人ホーム ※特定施設に限る	5,530千円/整備床数		
	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設され るショートステイ用居室	5,530千円/整備床数		
	介護医療院	69,200千円/施設数		
	介護老人保健施設	69,200千円/施設数		市町村(県補助事業)
	養護老人ホーム	2,960千円/整備床数		
<u> </u>	ケアハウス ※特定施設に限る	5,530千円/整備床数	アと同じ。	
定員二十九名以下の地域密着型施設等	認知症高齢者グループホーム	41,500千円/施設数		
十 九 名	小規模多機能型居宅介護事業所	41,500千円/施設数		
以下の	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,330千円/施設数		(宋冊以手未)
地域窓	看護小規模多機能型居宅介護事業所	41,500千円/施設数		
第	認知症対応型デイサービスセンター	14,800千円/施設数		
	介護予防拠点	11,000千円/施設数		
	地域包括支援センター	1,480千円/施設数		
	生活支援ハウス	44,100千円/施設数		
	緊急ショートステイの整備	1,480千円/整備床数		
	施設内保育施設	14,800千円/施設数		
	有料老人ホーム ※特定施設に限る	5,530千円/整備床数		
空	認知症高齢者グループホーム			
き家を注	小規模多機能型居宅介護事業所	11 000 TTT /4/-ST.*/-		
空き家を活用した整備	看護小規模多機能型居宅介護事業所	11,000千円/施設数		
篇	認知症対応型デイサービスセンター			
				1

- ・大都市における老朽化した介護施設等の建替え等を促進するために行う、次に掲げる事業を対象とする。
 - a 県が公有地において代替施設を整備(既存の建築物の改修(現に公有地に定着する建築物を買収する費用を含む。)及び新たに建築物を整備することをいう。以下、b において同じ。)する事業
 - b 県の補助により市町村が公有地において代替施設を整備する事業
 - なお、代替施設の設置区域は、大都市の区域外であっても差し支えない。ただし、災害レッドゾーン及び災害イエローゾーン(実施要領第 2 の 2 (1) $^{ 13}$ のア及びイに該当する場合の当該区域を除く。)の区域に整備する場合は、本事業の対象とならないものとする。
- ・大都市とは、中核市、又は人口20万人以上の市であって知事が特に必要と認めた地域をいう。

- ・本事業において介護施設等とは、次のいずれかに掲げる施設等であって、知事が建替え等期間における代替施設の確保が必要と認めるものを いう。
- a 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条及び第8条の2に規定する事業を行うもの
- b 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) 第 2 条第 2 項第 3 号、同条第 3 項第 4 号及び第 10 号に規定する事業を行うもの
- c 老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第29条に規定する有料老人ホーム
- d介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス、緊急ショートステイ、施設内保育施設として使用されるもの
- ・本事業において公有地とは、地方公共団体の所有する土地をいう。
- ・建替え等とは、老朽化した介護施設等の整備であって次に掲げるものをいう。
- a 既存の介護施設等を取り壊して、新たに介護施設等を整備するもの(当該介護施設等を移転する場合を除く。)
- b 既存の介護施設等の保全等のために行う大規模な修繕及び改修等(躯体工事に及ぶかは問わない。)であって、当該整備期間中に当該介護 施設等の全部又は一部が使用できなくなると知事が認めるもの
- ・代替施設とは、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
 - a 都道府県等(県及び市町村のことをいう。以下同じ。)が所有する建築物であって、公有地に定着するもの
- b 介護施設等の建替え等の期間中に、当該介護施設等の入所者等を受け入れ、当該介護施設等を運営する法人に貸し付ける又は都道府県等が 使用することにより、当該入所者等に必要な介護サービス等を提供する事業に供されるもの
- ・広く介護施設等の運営法人に対し定期的に公募をかけることなどにより代替施設が適切かつ効果的に利用されるよう努めること。
- ・代替施設の利用者は、介護施設等の建替え等の期間の始期に現に当該介護施設等に入所等する者を原則とするが、代替施設における事業の運営に支障がない場合は、当該代替施設における事業の開始後に新規に入所等する者を含めて差し支えない。
- ・代替施設における事業の運営に支障がないと認める場合は、大都市の区域外に所在する介護施設等の建替え等期間中に、当該介護施設等の入 所者等を受け入れることや、感染症及び災害時の支援を行うために一時的に使用することも差し支えない。
- ・代替施設の用途を予め定めることが困難な場合、最も使用が想定される施設の補助単価を適用する(使用が想定される施設が2以上ある場合は、それぞれの規模に応じた区分とする。)。
- ・本事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。
- ・令和7年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した代替施設については、本事業の対象としないこと。

オ 都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業

	1 対象施設	2 補助単価/単位 (※5)	3 対象経費	4 補助事業者
金点	特別養護老人ホーム (定員30名以上) 及び併設されるショートステイ用居室	5,530千円/整備床数		
(本事業において	介護老人保健施設(定員30名以上)	69,200千円/施設数		
て、「大規模な介護施設等」とい	介護医療院(定員30名以上)	69,200千円/施設数	アと同じ。	市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)
	養護老人ホーム(定員30名以上)	2,960千円/整備床数		
	ケアハウス(定員30名以上)※特定施設に限る	5,530千円/整備床数		
という。)	有料老人ホーム (定員30名以上) ※特定施設に限る	5, 530千円/整備床数		

- ・都市部等とは、次に掲げるいずれかの市町村をいう。
- a 65歳以上人口の増加が見込まれる市町村
- b 要介護高齢者、独居高齢者、認知症高齢者の増加が見込まれる市町村であって、介護ニーズの増加への対応が必要と知事が認めた市町村
- ・移転を伴う転換は、原則として本事業の対象とはならないが、以下の場合については対象とすることができる。
- a 小規模な介護施設等が所在する市町村と県との協議の上、本事業の実施が介護保険事業(支援)計画の達成に資するものと認められる場合 b 小規模な介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合
- ただし、移転先が災害レッドゾーン及び災害イエローゾーン(実施要領第2の2(1)⑬のア及びイに該当する場合の当該区域を除く。)で

ある場合は、本事業の対象とはならない。

- ・小規模な介護施設等と合築又は近接する(移転の場合は移転先に定着する)空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建物を活用し転換を行う 事業についても本事業の対象とする。
- ・本事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。
- ・本事業による補助を県又は市町村から受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該小規模な介護施設等が所在する市町 村の長に提出するものとする(当該申請書の様式については、別途、厚生労働省老健局高齢者支援課が示す様式例を参考とすること。)。
- a 事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名
- b 現に実施している介護サービス事業等
- c 転換後に実施する予定の介護サービス事業等(移転を伴う場合は、移転の必要性及び移転先の所在地を含む。)
- d 生産性向上に資する計画
- e 転換後10年間の事業計画
- f 介護職員等処遇改善加算 (これに相当する加算を含む) の取得状況 (転換前と転換後の見込み)
- ・次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。
- a 市町村の長又は知事が、当該転換を行った場合に、介護保険事業(支援)計画の実施に支障が生じると認める場合
- b 転換前において、介護職員等処遇改善加算 (I) 及び介護職員等処遇改善加算 (II) (介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算 (加算方式によらない場合を除く。)) を算定していないこと
- c 転換後において、介護職員等処遇改善加算 (I) 及び介護職員等処遇改善加算 (II) (介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算 (加算方式によらない場合を除く。)) を算定する見込みがないこと
- ・令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した広域型施設等については、本事業の対象としないこと。
- ・本事業において、転換前後の小規模な介護施設等と大規模な介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、知事が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。
- ・転換後の大規模な介護施設等で実施する介護サービス等の事業の数は、移転前の事業の数と一致するものとする。ただし、当該介護施設等が複合型の介護施設等である場合など、知事が本事業の趣旨に照らして適切と認める場合はこの限りでない。
- ※5:転換後の大規模な介護施設等の所在地が、中核市又は人口20万人以上の市である場合は、補助単価に1.05を乗じた額を加算することができる。

カ 中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業

		1 対象施設	2 補助単価/単位	3 対象経費	4 補助事業者
いて、定員三	中山間	特別養護老人ホーム及び併設されるショー トステイ用居室	5,530千円/整備床数		
いて、「大規模な介護施認等」という。) 定員三十名以上の広域型施設等(本事業にお	人具	介護医療院	69,200千円/施設数		
たか 護上の広域	减少地域	介護老人保健施設	69,200千円/施設数		
施器	攀に所	養護老人ホーム	2,960千円/整備床数		
等(本事	在する	ケアハウス ※特定施設に限る(※8)	5,530千円/整備床数		
へ。 楽にお	※ 6	有料老人ホーム ※特定施設に限る	5,530千円/整備床数		
		地域密着型特別養護老人ホーム及び併設さ れるショートステイ用居室	5,530千円/整備床数		
		介護医療院	69,200千円/施設数		
		介護老人保健施設	69,200千円/施設数		
	1	養護老人ホーム	2,960千円/整備床数		
(本事業において、定員二十九名以下		ケアハウス ※特定施設に限る(※8)	5,530千円/整備床数		
表におれ		認知症高齢者グループホーム	41,500千円/施設数		市町村
		有料老人ホーム ※特定施設に限る	5,530千円/整備末数	アと同じ。	民間事業者(県補助事業)(市町村補助事業)
小地域		小規模多機能型居宅介護事業所	41,500千円/施設数		
「小規模な介護施設等」の地域密着型施設等		定期巡回・随時対応型制制介護看護事業所	7,330千円/施設数		
護施設等		看護小規模多機能型居宅介護事業所	41,500千円/施設数		
等		認知症対応型デイサービスセンター	14,800千円/施設数		
という。	2	介護予防拠点	11,000千円/施設数		
		地域包括支援センター	1,480千円/施設数		
		生活支援ハウス	44,100千円/施設数		
		緊急ショートステイの整備	1,480千円/整備末数		
		施設内保育施設	14,800千円/施設数		
77	te	認知症高齢者グループホーム			
整備	14.7000000000000000000000000000000000000	小規模多機能型居宅介護事業所	11 000 III / 1/.5 17#/-		
整備 (※7)		看護小規模多機能型居宅介護事業所	11,000千円/施設数		
1	<u> </u>	認知症対応型デイサービスセンター			

- ・中山間・人口減少地域等とは、次に掲げる区域をいう。
 - a 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項に規定する豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯
- b 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地
- c 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村

- d 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域
- e 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域
- f 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域 (平成12年厚生省告示第53号) に定める地域 (a から e までに掲げる地域を除く。)
- ・移転を伴う転換は、原則として本事業の対象とはならないが、当該介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合については対象とする。この場合において、大規模な介護施設等の移転先が災害レッドゾーン及び災害イエローゾーン(実施要領第2の2(1)③のア及びイに該当する場合の当該区域を除く。)である場合は、本事業の対象とはならない。
- ・本事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。
- ・本事業による補助を県又は市町村から受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、知事(市町村補助事業の場合は市町村の長)に提出するものとする(なお、当該申請書の様式については、別途、厚生労働省老健局高齢者支援課が示す様式例を参考とすること。)。
- a 事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名
- b 現に実施している介護サービス事業等
- c ダウンサイジング後に実施する予定の介護サービス事業等(災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在するため、移転を伴う場合は移転先の所在地を含む。)
- d 生産性向上に資する計画
- e 転換後10年間の事業計画
- f 介護職員等処遇改善加算 (これに相当する加算を含む) の取得状況 (転換前と転換後の見込み)
- ・次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。
 - a 市町村の長又は知事が、当該ダウンサイジングを行った場合に、介護保険事業(支援)計画の実施に支障が生じると認める場合
 - b ダウンサイジング前において、介護職員等処遇改善加算(I)及び介護職員等処遇改善加算(II)(介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算(加算方式によらない場合を除く。))を算定していないこと
 - c ダウンサイジング後において、介護職員等処遇改善加算(I)及び介護職員等処遇改善加算(II)(介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算(加算方式によらない場合を除く。))を算定する見込みがないこと
- ・令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等(広域型施設等を含む)については、本事業の対象としないこと。
- ・本事業において、ダウンサイジング前後の介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、 知事が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。
- ※6:通常の事業の実施地域に中山間・人口減少地域等が含まれるもの及び中山間・人口減少地域等の高齢者に対し介護サービス等を提供している又は提供することが想定されていると知事が認めるものを含む。
- ※7:本事業において「空き家等を活用した事業」とは、介護施設等と合築又は近接する(移転の場合は移転先に定着する)空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建築物を活用し転換を行う事業のことをいう。空き家等を改修して対象施設のダウンサイジングを行う場合は、原則として「空き家等を活用した事業」欄の補助単価を適用する(当該整備が全体の整備の一部であるなど、知事が同単価の適用が整備の実情に合致しないと認める場合を除く。)。
- ※8:軽費老人ホームA型及びB型を含み、ダウンサイジング後に特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。

キ 介護施設等の集約・再編支援事業

	1 対象施設	2 補助単価/単位 (※11)	3 対象経費	4 補助事業者
定員二十名以上の広域型施設等	特別養護老人ホーム及び併設されるショート ステイ用居室	5,530千円/整備末数		
	介護医療院	69,200千円/施設数		
名上	介護老人保健施設	69,200千円/施設数		
の広域	養護老人ホーム	2,960千円/整備床数		
型 施設	ケアハウス ※特定施設に限る (※10)	5,530千円/整備床数		
拏	有料老人ホーム ※特定施設に限る	5,530千円/整備床数		
	地域密着型特別養護老人ホーム(定員29名以 下)及び併設されるショートステイ用居室	5,530千円/整備床数		
	介護医療院	69,200千円/施設数		
	介護老人保健施設	69,200千円/施設数		
	養護老人ホーム	2,960千円/整備床数		
	ケアハウス ※特定施設に限る (※10)	5,530千円/整備床数		
正具一	認知症高齢者グループホーム	41,500千円/施設数		
十 九 名	小規模多機能型居宅介護事業所	41,500千円/施設数	アと同じ。	市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)
以下	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,330千円/施設数		
地域	看護小規模多機能型居宅介護事業所	41,500千円/施設数		
定員二十九名以下の地域密着型施設等	認知症対応型デイサービスセンター	14,800千円/施設数		
施設等	介護予防拠点	11,000千円/施設数		
,,	地域包括支援センター	1,480千円/施設数		
	生活支援ハウス	44,100千円/施設数		
	緊急ショートステイの整備	1,480千円/整備床数		
	施設内保育施設	14,800千円/施設数		
	有料老人ホーム ※特定施設に限る	5,530千円/整備床数		
介護施設等の	定員二十九名以下の地域密着型施設等と合築・併設	合築・併設する施設それぞれの補助 単価×1.05/整備未数又は施設数		
空	認知症高齢者グループホーム			
整備(※9)	小規模多機能型居宅介護事業所	11 000III / U.S I.₩		
※9)	看護小規模多機能型居宅介護事業所	11,000千円/施設数		
た	認知症対応型デイサービスセンター			
(備老)				

- ・都市部等とは、別表の(1)オ 備考に定めるところによる。
- ・中山間・人口減少地域等とは、別表の(1)カ 備考に定めるところによる。
- ・集約・再編の対象に中山間・人口減少地域に所在する介護施設等が含まれる場合における集約・再編後の介護施設等の所在地は、都市再生特別 措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載される同条第2項第2号に規定する居住誘導区域又は同項第3号

に規定する都市機能誘導区域(これによりがたい場合は、本事業の実施に当たり人口減少の中にあっても福祉サービスや生活支援サービスが持続的かつ効果的に確保するため適当であると市町村の長が認める区域とすることができる。)とすることとする。

- ・集約・再編前の介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合であって、集約・再編後の介護施設等の所在地が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン(実施要領第2の2(1)③のア及びイに該当する場合の当該区域を除く。)である場合は本事業の対象とならない
- ・本事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。
- ・本事業による補助を県又は市町村から受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、知事(市町村補助事業の場合は市町村の長)に提出するものとする(なお、当該申請書の様式については、別途、厚生労働省老健局高齢者支援課が示す様式例を参考とすること。)。
- a 事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名
- b 現に実施している介護サービス事業等
- c 集約・再編後に実施する予定の介護サービス事業等(移転を伴う場合は移転先の所在地を含む。)
- d 生産性向上に資する計画
- e 転換後10年間の事業計画
- f 介護職員等処遇改善加算(これに相当する加算を含む)の取得状況(転換前と転換後の見込み)
- ・次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。
- a 市町村の長又は知事が、当該集約・再編を行った場合に、介護保険事業(支援)計画の実施に支障が生じると認める場合
- b 集約・再編前において、介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) 及び介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) (介護給付の対象とならない場合においてはこれ に相当する加算 (加算方式によらない場合を除く。)) を算定していないこと
- c 集約・再編後において、介護職員等処遇改善加算 (I) 及び介護職員等処遇改善加算 (II) (介護給付の対象とならない場合においてはこれ に相当する加算 (加算方式によらない場合を除く。)) を算定する見込みがないこと
- ・本事業において、集約・再編前後の介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、知事が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。
- ・令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等(広域型施設等を含む)については、本事業の対象としないこと。
- ※9:本事業において「空き家等を改修した事業」とは、介護施設等と合築又は近接する(移転の場合は移転先に定着する)空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建築物を活用し転換を行う事業のことをいう。空き家等を改修して対象施設の集約・再編を行う場合は、原則として「空き家等を活用した事業」欄の補助単価を適用する(当該整備が全体の整備の一部であるなど、知事が同単価の適用が整備の実情に合致しないと認める場合を除く。)。

※10:軽費老人ホームA型及びB型を含み、集約・再編後に特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。

※11:集約・再編後の介護施設等の所在地が、中核市又は人口20万人以上の市である場合は、補助単価に1.05を乗じた額を加算することができる。

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

ア 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

	1 対象施設	2 補助単価/単位	3 対象経費	4 補助事業者
定	特別養護老人ホーム及び併設されるショ ートステイ用居室 介護医療院			
 	介護老人保健施設	1 000 7 11 / 12 12 14		市町村
定員二十名以上の広域型施設等	ケアハウス ※特定施設に限る	1,036千円/定員数		民間事業者
広域型	養護老人ホーム			(県補助事業) (市町村補助事業)
施設等	介護付きホーム ※有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設に限る		特別養護老人ホー	
4	訪問看護ステーション (大規模化 (※12) やサテライト型事業所 の設置)	5,200千円/施設数	ム等の円滑な開所や 既存施設の増床の際	
	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設 されるショートステイ用居室		に必要な需用費、使 用料及び賃借料、備	
	介護医療院	1,036千円/定員数 (小規模多機能型居宅介護事 業所及び看護小規模多機能型 居宅介護事業所にあっては、宿	品購入費(備品設置	
定	介護老人保健施設		に伴う工事請負費を 含む。)報酬、給料、 職員手当等、共済 費、賃金、旅費、役 務費、委託料又は工 事請負費。(※13)	
質	ケアハウス ※特定施設に限る			
九名以	認知に高齢者グループホーム			市町村民間事業者
下の地	小規模多機能型居宅介護事業所	泊定員数とする。)	尹明只真。(水10)	(県補助事業)
定員二十九名以下の地域密着型症訟等	看護小規模多機能型居宅介護事業所			(市町村補助事業)
	介護付きホーム ※有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設に限る			
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	17,400千円/施設数		
	養護老人ホーム	520千円/定員数		
	施設内保育施設	5,200千円/施設数		

- ・次に掲げる条件を全て満たす場合に限り、災害により被災した対象施設の再開設時(災害からの復旧時)についても助成の対象とする。 この場合、当該対象施設が新規開設時に当該事業による助成を受けているか否かは問わない。
- ①激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。
- ②暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模半壊・半壊(罹災証明書の交付に係る被害認定による等)し、かつ、既存施設を休止等し、その後施設を再び開設していること。
- ③施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備災害復旧の補助を受けていないこと(法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能。)。
- ※12: 訪問看護ステーションの大規模化については、緊急訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大等を目的として看護職員を増加させる 場合に対象とする。詳細については、別に定める。
- ※13: 開設前の6ヶ月間に係る経費に限る(看護・介護職員等の雇上げ経費は、最大6ヶ月間)。なお、補助金額について、補助単価に定員数又 は転換前床数を乗じて算出する対象施設にあっては、新設又は増床によって増加する定員分若しくは転換前床数を対象とする。

イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT の導入支援事業

	1 対象施設	2 補助単価/単位	3 対象経費	4 補助事業者
定	特別養護老人ホーム及び併設されるショ ートステイ用居室			
	介護医療院			- - 411
定員二十名以上の広域型施設等	介護老人保健施設	520千円/定員数		市町村 民間事業者
	ケアハウス ※特定施設に限る	520千円/ 足貝数	特別養護老人ホーム等の大規模修繕の	(県補助事業) (市町村補助事業)
型施設	養護老人ホーム		際にあわせて行う、 介護ロボット・ICTの	(14.111111934-710
等	介護付きホーム ※有料老人ホーム又はサービス 付き高齢者向け住宅であって、特定施設に限る		導入に必要な経費	
	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設 されるショートステイ用居室		(令和2年4月14日 老高発0414第1号・ 老振発0414第1号厚 生労働省老健局高齢 者支援課長・振興課 長通知「地域医療介 護総合確保基金(介 護従事者の確保に関 する事業)における	
	介護医療院	520千円/定員数 (小規模多機能型居宅介護事 業所及び看護小規模多機能型 居宅介護事業所こあっては、宿		
定	介護老人保健施設			
夏 十	ケアハウス ※特定施設に限る			
九名以	認知症高齢者グループホーム			市町村 民間事業者
下の地	小規模多機能型居宅介護事業所	泊定員数とする。)	「管理者等に対する 雇用管理改善方策普	(県補助事業)
域密着	看護小規模多機能型居宅介護事業所		及・促進事業」の実	(市町村補助事業)
定員二十九名以下の地域密着型施設等	介護付きホーム ※有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設に限る		施について」の別紙 1を準用する。)。	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	8,640千円/施設数		
	養護老人ホーム	260千円/定員数		
	施設内保育施設	2,600千円/施設数		

- ・1 に掲げる対象施設が、本事業の実施と同一年度に、長野県地域医療介護総合確保基金事業(介護従事者確保分)補助金交付要綱(平成27年7月10日27地福第319号、27介第210号)の別表中「介護ロボット・ICT導入支援事業」及び長野県介護テクノロジー定着支援事業(令和6年(2024年)9月20日6介第635号)を実施することは認められないもの。
- ・介護ロボット・ICT 以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ(最大6ヶ月間)、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とならないもの。
- ・本事業の実施にあたっては介護ロボット・ICT の導入計画の策定及び実施(導入)後の導入効果の報告が必要となるもの。なお、当該導入計画の策定及び導入効果の報告に係る取扱いについては、令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1の規定を準用する。

ウ 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業

1 対象施設	2 補助単価/単位	3 対象経費	4 補助事業者
介護予防拠点	124千円/1 箇所	介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有 を図るために必要な需用費(印刷製本費、修繕料)、備品 購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、旅 費、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)又は委託 料。	市町村 (県補助事業) (市町村補助事業)

- ・本事業については、介護予防拠点の開設時等の実施に限らないが、1箇所につき1回限りの助成とする。
- ・購入した備品を介護予防、健康づくりに利用することは妨げないが、防災教室の開催や介護予防・健康づくりの取組の中で防災の要素も取り入れて実践する(例えば、歩行訓練を兼ねて地域の避難所を訪問して回る。)等の事業の実施は必要とする。

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

	7007931	音地権設定のための一時金の文援事業 1 対象施設	2 補助基準	3 補助率	4 対象経費	5 補助事業者
	定	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2 mp//25+	S 111177 1		- IIIVATAKE
	定員三十名以上の広域型施設	介護医療院				市町村
	名以上	介護老人保健施設				民間事業者
	の広域	ケアハウス ※特定施設に限る				(県補助事業) (市町村補助事業)
	型施設	養護老人ホーム				
	HA.	介護付きホーム ※有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設に限る				
		地域密着型特別養護老人ホーム及び併設さ れるショートステイ用居室	Mendal CII fata X etta			
本体施設		介護医療院	当該施設等を整備する用地に係る 国税局長が定める路線価(路		定期借地権設定 に際して授受さ れる一時金であ って、借地代の	
	定員	介護老人保健施設				
		ケアハウス ※特定施設に限る	線価が定められ ていない地域に		前払いの性格を 有するもの(当	±₩₩
	一十九名以下の地域密着型施設等	認知症高齢者グループホーム	おいては、固定 資産税評価額に	1/2	該一時金の授受	市町村 民間事業者
	地域窓	小規模多機能型居宅介護事業所	国税局長が定める倍率を乗じた	ŕ	により、定期借 地権設定期間中	(県補助事業) (市町村補助事業)
	署型 磁	看護小規模多機能型居宅介護事業所	額等、当該用地		の全期間又は一部の期間の地代	(1) 11111123 1 212
	熊 等	養護老人ホーム	ごとに合理的な方法により算定		の引下げが行わ	
		施設内保育施設	した額 の2分 の1		れていると認め られるもの。)	
		介護付きホーム ※有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向が住宅であって、特定施設に限る				
	定員	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所				
合築・併設施設		認知症対応型デイサービスセンター	1			
	名以下の	介護予防拠点				(本体施設に同
	一十九名以下の地域密着型施設等	地域包括支援センター				(T)
以	署型蔬	生活支援ハウス				
		緊急ショートステイ				

- ・施設整備地域の事情等により、普通借地権設定のための一時金についても本事業の対象とすることができるが、整備される施設等の経営が安 定的かつ継続的に行われるよう、施設等整備法人等が以下に掲げる要件を満たしていることが条件になること。
- ○普通借地権の対象となった土地について、事業の存続に必要な期間(当該土地で整備する施設の財産処分制限期間以上であることが必要。) の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ○安定的に賃借料(地域の水準に照らして適正な額以下であること。)を支払うことができる財源が確保されていること。
- ○賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等整備法人等が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると 認められること。
- ・土地所有者と施設等整備法人等が利益相反関係にあると認められる場合(土地所有者が社会福祉法人の理事やその親族である(あった)場合など)は対象としない。

(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援等事業 ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

	1 対象施設(※14)		2 補助単価/単位	3 対象経費 (※16)	4 補助事業者
既存施設のユニット化改修	定員二十名以上の広域型施設 定員二十九名以下の小規模施設	ア 特別養護老人ホーム イ 介護老人保健施設 ウ 介護医療院	個室 1,480千円/整備床数 多床室 2,960千円/整備床数	特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の整備に要する費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。 ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象と	市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業) 市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)
	(多床室	〜 ム及び併設されるショートステイ	906千円/整備末数	する費用を除き、工事費又は 工事請負費には、これと同等 と認められる委託費及び分担 金及び適当と認められる購入 費等を含む。	市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)

(備考)

※14:対象施設については、いずれも定員規模は問わないものとする。

※15: 家具やカーテンによる仕切りは認められない。天井から隙間が空いていることは認めるものとする。 1 人当たりの面積基準については、 4 人部屋に中廊下を設けて居室を仕切るなど様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての 1 人当たり面積基準は設けず、多床室全体として 1 人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。

※16:設備整備に係る経費は、対象としないものとする。

イ 介護施設等における看取り環境等整備推進事業

	1 対象施設(※17)	2 補助単価/単位	3 対象経費	4 補助事業者
介護施設等の看取り環境の整備	1 対象施設 (※17) 特別養護老人ホーム 介護医療院 介護老人保健施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所	2 補助単価/単位 4,330千円/施設数	特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修こ必要な経費については、需用費(修繕料)、使用料及び賃借料又は備品購入費(備品設置	市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)
	看護小規模多機能型居宅介護事業所 介護付きホーム ※有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け 住宅であって、特定施設工限る			
共生型ザービス事業所	通所介護事業所(地域密着型通所介護事業所を含む。) 短期入所生活介護事業所(介護予防短期入所生活介護事業所を含む。) 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所	1,290千円/事業所数	に伴う工事請負費を 含む。)。	

(備考)

- ・看取り環境の整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために充分なスペースを確保すること。
- ・看取り環境の整備を行った個室に関しては看取りに利用することを原則とするものの、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。

※17:対象施設については、いずれも定員規模は問わないものとする。

(5) 民有地マッチング事業

1 対象事業	2 補助単価/単位	3 対象経費	4 補助事業者
土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング 支援 (※18)	6,930千円/市町村	民有地マッチング 事業を実施するため	
整備候補地等の確保支援(※19)	5,670千円/市町村	に必要な賃金、旅	市町村
地域車携コーディネーターの配置支援(※20)	5,540千円/配置箇所数	費、謝金、会議費、 印刷製本費、備品購 入費等	(県補助事業)

- ・本事業については、市町村が認めた者へ委託等を行うことができるものとする。
- ※18:土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援にあたっては、土地等所有者から整備候補地等を募集し、当該候補地での介護施設等の整備を希望する法人等の公募・選定等を行うこと。その他留意事項は以下のとおり。
 - ○介護施設等の整備のために提供が可能な土地等について公募等により募集し、介護施設等の実施に適当な場所(地域の介護ニーズの状況、立地、土地の広さ、各種関係法令との整合性に問題がない等)であることの確認を行った上で、選定を行うこと。
 - ○選定された土地等において、介護施設等の整備を希望する法人等を公募等により募集し、事業実施に当たって適当な法人(過去の決算書、監査の結果に重大な指摘がない等)であることの確認を行った上で、選定を行うこと。
 - ○土地等所有者及び介護施設等整備法人等の公募等に当たっては、公募条件やマッチング後の整備要件や手続き等について、予め周知して おくこと。
 - ○選定した土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行い、交渉可能な物件及び連絡先等について紹介すること。
 - ○本事業の趣旨は、介護の需要の多い地域及び利便性の高い地域での整備を推進することを目的として、土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うものであるため、両者の選定・交渉可能な相手の紹介後の具体的な契約締結については、当事者間で実施することを原則とする。
- ※19:介護施設等の設置が可能な土地等の確保のため、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等と連携するなどにより、土地等の所有者を把握し、介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行い、整備候補地等の確保に取り組むこと。その他留意事項は以下のとおり。
 - ○介護施設等の用に供する土地等の積極的な掘り起しを行うため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置を行うこと。
 - ○介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行う際には、市町村の整備計画と整合するよう、立地や土地の広さ等、必要な要件を明らかにした上で行うこと。
 - ○地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等と連携し、適切な整備候補地等を把握した上で、個別に当該土地等の所有者に働きかけるほか、民間事業者の資産活用セミナー、個別相談会、説明会、施設見学会を活用するなど、効率的な事業実施に努めること。
 - ○土地等の所有者への説明に当たっては、介護施設等の用に供することが決定した後の手続きや、各種の補助制度や税制等について説明を 行うことが望ましいこと。
 - ○介護施設等の用に供することが決定した際には、マッチング支援事業の活用等により、介護施設等の整備が円滑に進むよう支援すること。
- ※20:介護施設等の設置や増設に向けた地域住民との調整、介護施設等の整備後における施設利用希望者の当該施設等への接続支援、地域活動への参加、利用者等への相談援助の実施など、介護施設等の整備、運営の円滑化を推進するためのコーディネーターを市町村又は介護施設等に配置すること。その他留意事項は以下のとおり。
 - ○本事業の実施に当たっては、担当職員を配置すること。
 - ○コーディネーターは、地域住民との調整や施設利用希望者の介護施設等への接続支援等の実施に当たっては、市町村の整備計画や地域の 介護の受け皿の状況に関する情報の共有など市町村等と連携を図ること。
 - ○他の補助金により人件費の補助が行われている職員については、本事業の補助対象としない。

(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

1 対象施設 (※21)	2 対象事業	3 補助単価/単位	4 補助率	5 対象経費	6 補助事業者
・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設	介護施設等における簡易陰圧装置の 設置に係る経費支援(※22)	5,340千円/台数 (1施設につき5 台を上限とし、知 事が必要と認めた 台数を限度とす る。)		簡易陰圧装置を設置する、感染拡大防止のためのゾーニング環境等を整備する又は介護施設等における多床室を個室化	市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事 業)
・介護医療院 ・介護医療と ・介護療養型医療施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループ ホーム ・川規模多機能型居宅介 護事業所 ・看護小規模多機能型居 宅介護事業所	ユニット型施設の 各ユニットへの玄 関室 設置による ゾーニング経費支 援 (※23)	1, 240千円/箇所		するために必要な備 品購入費(多床室の 個室化整備の場合は 対象としない。)、工 事費又は工事請負費 及び工事事務費(工 事施工のため直接必 要な事務に要する費	
・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者 向け住宅 ・短期入所疾養介護事業 所 ・短期入所療養介護事業 所 ・生活支援ハウス なお、介護療養型医療 施設、サービス付き高齢 者向け住宅及び短期入	従来型個室・多床 室のゾーニング経 費支援(※24)	7,410千円/箇所	1/3	用であって、旅費、 消耗品費、通信運搬 費、印刷製本費及び (県)	
所療養介護事業所については、介護施設等においては、介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援の対	2方向から出入り できる家族面会室 の整備経費支援 (※25)	4,330千円/施設			
象とはしない。	介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援(※26)	1,220千円/定員 (個室化される定 員数を上限とす る。)			

- ※21:対象施設については、いずれも定員規模は問わないものとする。
- ※22:介護施設等において、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が 有効であることから、居室等に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業を対象とする。
- ※23:各ユニットの共同生活室に入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業を対象とする。
- ※24:従来型個室、多床室である介護施設等について、新型コロナウイルス感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修を行う事業を対象とする。
- ※25:介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面会室を整備(2方向から出入りできる家族面会室の設置の他、家族面会室の複数設置や拡張、家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置、家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置、家族面会室がない場合の新規整備等)するための事業を対象とする。
- ※26:介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修事業を対象とする。なお、可動の壁は認めるが、天井から隙間が空いていることは認めないものとする。また、本事業における設備整備に係る経費は対象としないものとする。

(7) 介護職員の宿舎施設整備事業

1 対象施設(※27)	2 補助基準	3 補助率	4 対象経費	5 補助事業者
特別養護老人ホーム			特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備(宿舎の	
介護医療院			整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含	
介護老人保健施設			む。)に必要な工 事費又は工事請負 費及び工事事務費 (工事施工のため	
ケアハウス※特定施設に限る	介護職員1定員当たりの 延べ床面積 (バルコニ 一、廊下、階段等共用部		直接必要な事務に 要する費用であっ て、旅費、消耗品	
認知症高齢者グループホーム	分を含む。) 33㎡ ※上記の面積は、補助金 算出の限度となる面積で あり、実際の建築面積が	1/3	費、通信運搬費、 日帰製本費及び設 計監督料等をい い、その額は、工	市町村 民間事業者 (県補助事業)
小規模多機能型居宅介護事業所	上記を下回る場合には、 実際の当該建築面積を基 準面積とする。		事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)。	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除	
看護小規模多機能型居宅介護事業所			き、工事費又は工 事請負費には、こ れと同等と認めら れる委託費及び分	
介護付きホーム ※有料老人ホーム又はサービス付き高齢 者向け住宅であって、特定施設コ限る			担金及び適当と認められる購入費等を含む。	

- ・地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舎の定員規模や設備(居室類型、入居者の1人当たりの居室の床面積や台 所、浴室、便所及び洗面設備等)は問わないものとする。ただし、補助対象となるのは、1に掲げる対象施設(建築中のものを含む。)に 勤務する職員数分の定員規模までとする(補助基準は2のとおり)。
- ・家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍(原則として本事業で整備する宿舎の所 在する市町村の地域内とする。)類似の家賃と比較して低廉なものとすること。
- ・整備する場所については、利用の便(近接地、通勤経路)の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣に限定されないもの。
- ・入居者については、1に掲げる対象施設に勤務する職員でなければならない。ただし、当該職員の利用に支障のない範囲(定員規模の2割以内)において、当該職員等の家族等や1に掲げる対象施設以外の介護保険、老人福祉関連施設・事業所(サービス付き高齢者向け住宅を含む。)に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えないもの。
- ・土地所有者(オーナー)が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人の選定が、事業 実施を行う者として適当であることの確認がなされた上で行われていることが前提となるもの。また、宿舎の管理及び活用が適切に行われる よう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舎所有者から宿舎を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とするもの。
- ・整備とは、以下に掲げる整備内容をいう。

「創設」-新たに宿舎を整備すること。※1空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舎を整備する事業を含む。※2空き家等の既存建物を改修(本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うもの)して、宿舎を整備する事業を含む。

「増築」-既存の宿舎の現在定員の増員を図るための整備をすること。

「改築」 - 既存の宿舎を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舎を整備すること(一部改築を含む。)。※1 取壊し費用も対象とすることができる。※2 既存宿舎を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舎を取り壊すかどうかは問わない(※1 及び※2 については、「増改築」についても同じ。)。

「増改築」 - 既存の宿舎を取り壊して、新たに宿舎を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること(一部増改築を含む。)。

「改修」-既存の宿舎を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うものであること。 ※27:対象施設については、いずれも定員規模は問わないものとする。